

第五十五回国会 内閣委員会 議 録 第十八号

昭和四十二年六月十三日(火曜日)

午後零時六分開議

出席委員

委員長 關谷 勝利君

理事 伊能繁次郎君

理事 八田 貞義君

理事 細田 吉藏君

理事 山内 広君

赤城 宗徳君

内海 英男君

塩谷 一夫君

橋口 隆君

榎崎弥之助君

山本弥之助君

吉田 之久君

鈴木 康雄君

出席國務大臣

大藏大臣 水田三喜男君

國務大臣 塚原 俊郎君

國務大臣 増田甲子七君

國務大臣 松平 勇雄君

出席政府委員

内閣官房副長官 木村 俊夫君

大藏政務次官 小沢 辰男君

大蔵大臣官房長 龜徳 正之君

大蔵省國際金融局長 柏木 雄介君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

六月九日

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

同月十日

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第一

三五号) は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出第一三四号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

憲給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)

内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)

○關谷委員長 これより會議を開きます。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

○大出委員 提案理由の説明か何かあるようなお話になっておりますから、まことにどうも時間がないのであります。しかしこの中身からいって、真正面から議論するということでもございせんから、できるだけ簡単にひとつ質問を終えて、協力を申し上げようと思ひます。

ところで、ひとつここで承りたいのは、この設置法の改正案の「第四に、金に関する事務を國際金融局に一元化することでありませう。」「こういふわけでありませうが、提案理由の説明を受けておられますけれども、「理材局及び国有財産局の所掌事務」云々というところ等からいまして、それだけの必要性があるから一元化するわけでございますし、それから、そのところをもうちょっと詳しく御説明いたされたいと思ひます。

○柏木政府委員 お答えいたします。いまの金の問題は、これはずっとともとからある問題でございます。昔といまと変わらないわけでございます。性も上がつてまいりまして、日本は國際的地位も上がつてまいりまして、國際金融の面におきまして、ますます日本の對外關係が密になりますと、こういう金の問題というものはやはりこれからは、理財局なり国有財産局なり國際金融局なりには、理事がいろいろまたがってございまして、實際問題といたしまして、金を輸入しようという問題を取り上げた場合に、やはりこれは行政の能率をあげる意味から、一元化をして國際金融局に集中することが適當ではないかというふうに考へまして、今度の設置法改正の機会に、金の行政を國際金融局に集中するのが適當ではないかというふうに考へた次第でございます。金は、今度約十トン輸入するわけでございますが、これは國際決済用の手段としてではなくて、むしろ産業用あるいは医療用の金が日本では不足いたしてございまして、従来、昨年、一昨年と若干の金の政府保有分を放出いたしまして需要をまかなつてきたのであります。が、今後の見通しといたしまして、政府の持つておる金の放出だけではとても間に合ひそうもありませんので、今回金の輸入を執行しようというところで、貴金屬特別会計で、今度の予算で十トンの輸入を認めてくださるようお願いいたした次第でございます。國際金融局で取り扱います金の問題は、國際決済用の金のほかに、やはり同じ金でありますので、産業用の金の問題もあわせて所掌するのが適當ではないか、さうに考へて今度の改正をお願いしておる次第であります。

○大出委員 そりしますと、これは非貨幣用金、と言つたらいいと思ひますが、を含めて所掌をする、こういうことになるのです。

そこで承りたいのですが、ロンドンで何年でしか忘れませんが、工業用金、いわゆる非貨幣用金を日本が買おうとしたことがあります。これはある意味で相当フリクションを起す懸念もあるわけでありまして、相当大きな騒ぎになつた実例があるのですが、そこらとの関連で、さうなるから、円相場の問題ともからんでまいりませう。したがって、そのところ、十トンといふのはどこからどういふふうにお買ひになるのですか。

○柏木政府委員 金はやはり國際的の金市場で買うのが適當だと思ひますので、ロンドン市場を通じて十トン買ひように準備いたしてございませう。

○大出委員 先ほど日本の國際的の意味での工業生産も上がつて、地位が向上してゐるということ、したがって、さうだとすると、この準備比率を高める——これは貨幣用金ではないということですから、確かに決済用金ではないわけですか。さういふことになるかもしれませぬけれども、基本的な点を聞きたいのですが、金準備をふやすということ、つまり所管を変えて一元化するということですから、ものごとを敏感に受け取れば、國際的地位も上がったといふいまのお話だから、いまだしか二十億ドルぐらい金準備が行なわれておると思ひますけれども、これを見ますと、アメリカが百四十五億ドル、西ドイツが六十八億ドル、フランスが五十七億ドル、イタリヤが三十七億ドル、イギリスが三十二億ドル、カナダが二十二億ドルに次いで、世界第七位ということになるわけですか。さうすると、単に準備比率を高めるということになるとすれば、それは見方によれば、円の國際的地位という問題ともからむわけですか。そ

これらのところは、どうお考えになっておりますか。

○柏木政府委員 日本の外貨準備は、いま御指摘のように二十一億ドルでございます。その中における金の割合と申しますのは、実は三億三千万ドル程度でございます。いろいろ数ある先進国の中では非常に率の低いほうでございます。これは要するに、日本として全体の外貨準備が少ない關係上、金の比率については現在程度が適當だろうと考えております。今後の経済の發展を考へ、安定成長を期する上から申しますと、外貨準備はこれから漸次ふやしていくことが適當かと存じます。その場合には、金の保有割合もできればふやしてまいりたい、さように考へております。

それから、いまお話に出ました円の問題であります。これは金があるから円の価値があるという問題ではなくて、円の価値というものは、やはり国内経済全体が力があれば、国内経済、国内の物価が安定しておれば、そこにおのずから安定するということでありまして、金が幾らあるという問題は、これとは直接關係ないものだろうと思ひます。

○大出委員 いまのお話は、學者諸君のいろいろな立論を見ると、必ずしも一面的にとらえて、あなたのおっしゃるようにはならないのです。私ちよつと読んでみると、だいたい意見のあるところで、日本経済調査協議会なんか、最近特に國際的な円の評価、価値の問題を取り上げて論じていますね。ですから、あまりどうも一面的にそつちやられるとひっかかるのです。

そこで、歴史的に見れば、明治四年の新貨条令で円というのは誕生したわけですね。これはずいぶんいろいろな變遷をたどっているわけで、金本位制度の確立が明治三十年ですね。そうなること、これは政府の各機関、憲法上定められておる機關となれば大蔵省でしようけれども、そこらあたりでこういう一元化するという形で出してくるから、その辺までも少し親切な説明があつてしかならば、きではないかと私は思ふのです。決濟レポート三

百六十円ということについても、上下はありますけれども、それではたしていいのかわるかという問題。為替相場との關係もあります。固定相場でいくのかわるかという問題。これは確かにカナダみたい、直して見て、またあつて直したといういきさつもありますから、必ずしもいいか悪いかというところは意見の分かれるところだと思ひますけれども、しかし、こういふふうにしたということは、この設置法による金に關する事務を國際金融局に一元化するという打ち出し方からすると、単に非貨幣用金を輸入するからということではなくて、國際的な円の地位ともからんで、新しい貨幣制度云々というふうなことでいわれて、いまの世の中ですら、もう少しそこに何か突っ込んだ姿勢がなければならぬという気がするわけですが、ただ単なる事務的な手直しということなんでしょうか。

○柏木政府委員 円の今後の國際的地位、そういうふうな非常にむずかしい問題をいま考へておるわけではございません。おっしゃる通りに、まさに行政の事務能率をあげる、あるいは行政における所掌をはつきりさせるという意味から、今回國際金融局に金の行政を一元化する。これによって、日本のこれからの貨幣政策を變えるとか、貨幣制度を變える、そういう問題をいま考へているわけじゃないですね。

○大出委員 先ほどあなたの御説明で、日本も國際的地位が高まってきたからというお話があつた。それとの關係はどうですか。

○柏木政府委員 國際的地位が高まってきたというところは、いろいろな面であらわれております。たとえば貿易面の問題、國民總生産の問題、あるいは援助の問題、それから國際金融面におきましても、たとえば日本は最近十カ國蔵相會議というものの一員として出席しております。いろいろ金の問題についても國際的議論がある場合には、日本も接觸いたしております。そういう意味において、日本としても金の問題については前よりはすつと関心を持たざるを得ない。そういう面にお

きまして、日本の國際的地位の向上というものが、やはり金融政策についての行政の一元化というところを適當としている、さように考へております。

○大出委員 どつちなんですか。事務的に一元化しておきたい、純事務的なんだとおっしゃつていながら、一方では國際的地位を高まったから、こういうのでしょう。いまの御説明を聞いてみると、あとのお話ならば、事務的ではない。前のお話ならば事務的だ。だから、私も論議しようかどうか迷いながら質問しているのです。どつちなんだか、はつきりしてください。

○柏木政府委員 いずれかと申しますれば、事務的な必要から今回の法律改正をお願いしているわけです。

○大出委員 そうすると、國際的地位が高まってきたからなどということとはつたりで、口から出たというわけですね。

○柏木政府委員 出まかせという意味ではございません。私も平素國際金融の問題をやつておりますと、やはり金の問題について大蔵省としてままとまつた見解を持つ必要があるし、そういう場合に、行政事務が分散していることは適當ではない、さように考へております。しかし、現実には、さういふ問題があるかというお話であります。いまどういふ問題があるかというお話では、現実にと、現実が一番まずに起きます問題は、非貨幣用の金を輸入する問題を、國際金融局で輸入するか、固有財産局が輸入するか、あるいはその価格はどうするのかという問題になりますと、これはいろいろな局に分散してやるよりは、國際金融局に一元化することが最も適當ではないか、そういう事務的な考えからまず出発しております。

○大出委員 だから、非貨幣用金あるいは工業用金、どつちでもいい、同じことですから、それを輸入するだけだといふならば、何も制度改正まで考へなくたっていいので、これは固有財産局が持つていたって、どういふことはない。非貨幣用金を予算上認められたから國際金市場で買います、場所はロンドンです、というだけのことです。

○大出委員 さつき局長が言いましたように、できるだけ金の保有割合を多くするということは、いいことだと考へていまして、徐々にはふやしてまいります。しかし、大量にふやす余裕というものがない、いままでございませんでした。それじゃ金の保有割合を多くしなければどうしてもいけないかと申しますと、別に決濟に差しつかへる問題ではございませんし、特に日本としまして

す。だから、私がいま承りたいと思つてゐるのは、國際的地位とからみ、方々に議論が出てきてゐるところでしよう。アメリカの政策的な意味でのドルがだいたい弱くなつていまして、相当波動的になつてゐるでしよう。ポンドの場合もさうでしよう。さうだとすると、円の國際的地位というふうな問題ともからんで、金というものに対する大蔵省なり政府なりの見解は、この辺で明らかになつていいて、その事務的に提案されるべき筋のものではないはずだ。だから、そこはどう考へたということを聞いたわけですね。聞いたならば、どうも妙な話になるから、どつちなんだと聞いているわけですね。大蔵大臣、一体どうなんですか。

○水田國務大臣 今回の改正の問題は、金のそういう國際的な重要性という問題とは、直接關係ございません。事務的な問題でございます。金の買入れの事務とか、それから賠償事務というふうなもの、やはりいまの仕事の性質上國際金融局に統一することがいいという事務的な考えからの改正でございます。

○大出委員 それではあらためて聞きますが、大臣、この金準備率をふやすふやさぬというふうなこと、あるいは円の國際的な価値、地位というふうなものからみまして、かつまた国内物価との關係も出てきますが、そこらのところを、これは大蔵省かどこかわかりませんが、經濟社会發展計画というのをおたくのほうにございませぬ、それらとの關係で、将来に向かつて、いま議論の多いところなんです、これらの問題をどう考へておられますか。

と、金の形で運送するのがいいか、ドルの形で運送するのがいいかと申しますと、国際収支の問題を始終起こしますし、現に三十六年のときに見られましたように、必要な場合に日本が外国から外貨を借りるといふような問題が起りましたときに、信用上の問題から見ますと、必ずしも金で運用しないほうがいいという実益もございまして、いままでそういう運送をやっておりますが、まあ徐々にふやすことはいいと思っておりますが、これを急速にふやさなければならぬという必要性には、いま迫られておりません。そこで、将来の問題としては、日本ではなくて、特に外国のほうにおいて、この流動性の問題が出てまいりまして、どういふ形でこれを解決するかということになりますと、やはり世界の方向は、金と特に結びつかない新しい通貨というふうなもの創設によつて解決するという方向へいきますというところ、日本なんかにとりましては、特にそういう方向が望ましいということになりますので、そういう国際通貨が準備されるということになりますと、無理して金を買わなければならぬという事態にはならぬのじゃないかというふうな先の見通しも考えておられます。

○大出委員 当面そういうお考えだとすれば、あまり深く論議をしても、皆さんのほうでまだそこまでお考えになってないことになる。しかし、私は、三百六十円レートの維持なんという問題につきましても、これは一米ドル三百六十円という基準相場というのは、第二次大戦が終わつて、IMF平価の形で昭和二十四年にきまつたままになっていまして、複数レートだ云々だといわれてきた形の中から、変わってきたわけですね。いま大臣がいみじくも言われる、新しい金本位という裏づけのないキーカレンシーみたいなものをつくらうという国際的な動きがある。そういうことになると、日本の国内的な情勢、国際情勢からいうと、ずいぶん工業生産も上がってきて、方々の銀行に準備外貨を預けてあつて、それが有効に信用を与えて決済がついているので、そう

いうほうがいいという見解はお持ちでも、これだけ流動してきていますので、国内物価その他関連、いろいろ出てきますが、さつき申し上げましたように、為替相場の関係も出てきますが、何かひとつこの辺で日本の国際的地位とからみ、国内の経済情勢というものとからみ、どういふ方向でこれから持っていくかということをお御検討いただかなければならぬ時期にきているように思われませんか。いまのところ、どうもいまだ大臣が言われただけでは、何となくどうもそういう動きがあるということを知っているというところ、どうも考えているかということではないわけですね。そこらところを将来に向かつてどういふふうにお考えになりますか。御検討をされますか。

○水田國務大臣 検討は十分いたしておりましたが、さつき申しましたように、方向としましては、徐々に、無理しない範囲で、やはり金の保有をふやしていくというところは続けたらと思つて、これを急速に多量にふやさなければならぬという差し迫つた理由というものはないだろうというふうに見ておられます。

○大出委員 そうすると、言いならば、ここへ出したのは事務的に出した、こういふわけですね。特段考え方があつてどういふふうな一元化したのじゃないかということですね。考え方としては、いまお話があつたように、徐々にふやしては、いれども、急速なふやし方というものは当面考えていない、こういふことですね。——では、時間がありませんから、終わります。

○關谷委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○關谷委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○關谷委員長 起立議員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○關谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○關谷委員長 許可、認可等の整理に関する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。松平行政管理局長官。

許可、認可等の整理に関する法律案

目次

- 第一章 総理府関係(第一条—第七条)
  - 第二章 大蔵省関係(第八条)
  - 第三章 文部省関係(第九条—第十二条)
  - 第四章 厚生省関係(第十三条—第二十二條)
  - 第五章 農林省関係(第二十三条—第二十四條)
  - 第六章 通商産業省関係(第二十五条)
  - 第七章 運輸省関係(第二十六条)
- 附則
- 第一章 総理府関係  
(日本科学技術情報センター法の一部改正)
- 第一条 日本科学技術情報センター法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
- 第四十条を次のように改める。
- (科学技術庁長官への委任)
- 第四十条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができ

きる。ただし、第十三条及び第十六条に規定する権限については、この限りでない。

第四十一条中「科学技術庁長官の下に」以下同じ。を加える。

第四十三条第一号中(第四十条の規定により科学技術庁長官に委任された場合には、科学技術庁長官)を削る。

(理化学研究所法の一部改正)

第二条 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第三十七条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十二条並びに第十五条第一項及び第二項に規定する権限については、この限りでない。

第三十八条中「科学技術庁長官」の下に。以下同じ。を加える。

第四十一条第一号中(第三十七条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官)を削る。

(新技術開発事業団法の一部改正)

第三条 新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十五条を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第四十五条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することができる。ただし、第十二条、第十五条第一項及び第二項(第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十五条に規定する権限については、この限りでない。

第四十六条第一号中「科学技術庁長官」の下に「以下同じ。」を加え、同条第二号中(前条の規定により当該権限の委任がなされた場合)においては、科学技術庁長官)を削る。

第四十九号第一号中(第四十五条の規定により当該権限の委任がなされた場合)においては、

科学技術庁長官への委任

科学技術庁長官への委任  
(日本原子力研究所法(昭和三十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。)

第三十八条の次に次の一条を加える。  
(科学技術庁長官への委任)

第三十八条の二 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することとができる。ただし、第十二条、第十五条、第十九条第二項、第二十四条及び第三十六条に規定する権限については、この限りでない。

第三十九条中「内閣総理大臣」の下に「(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一条第一号において同じ。)」を加える。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第五條 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六條中「内閣総理大臣」を「科学技術庁長官」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第六條 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十九條第一項中「主務大臣」の下に「(内閣総理大臣については、第七十四條の二の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条から第七十二條までにおいて同じ。)」を加える。

第七十四條の次に次の一条を加える。  
(科学技術庁長官への委任)

第七十四條の二 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することとができる。ただし、次の各号に掲げる権限については、この限りでない。

一 第三條第一項の規定による指定

二 第六條第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十六条の二第一項並びに第三十九條第一項及び第二項の規定による許可

三 第八條第一項、第十八條第一項及び第三十一條第一項の規定による認可

四 第十條第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による指定の取消し又は事業の停止の命令

五 第二十條第一項の規定による許可の取消し及び同条第二項の規定による許可の取消し又は事業の停止の命令並びに第三十三條第一項及び第三項の規定による許可の取消し及び同条第二項の規定による許可の取消し又は原子炉の運転の停止の命令

(日本原子力船開発事業団法(昭和三十八年法律第九十号)の一部を次のように改正する。)

第三十九條を次のように改める。

(科学技術庁長官への委任)

第三十九條 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、科学技術庁長官に委任することとができる。ただし、第十三條、第十六條、第二十条第二項、第二十四条第一項及び第三十五条に規定する権限については、この限りでない。

第二章 大蔵省関係

(公認会計士法の一部改正)

第八條 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條の二第四項中「第十七條第二項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十七條第二項及び第三項を削る。

第十九條第一項中「第十七條第一項又は第三項」を「第十七條」に改め、同条第二項中「第十七條第一項の登録の申請書」を「前項の登録申請書」に改め、同条第三項中「第十七條第一項又は第三項」を「第十七條」に改める。

第三項を「第十七條」に改める。

第二十條中「第十七條第一項」を「第十七條」に改める。

第二十一條第四号を削る。

第三章 文部省関係

(学校教育法の一部改正)

第九條 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「都道府県の教育委員会の認可を受けて」を削る。

(社会教育法の一部改正)

第十條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一号を次のように改める。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に關し、必要な指導及び調査を行なうこと。

第二十五條及び第二十六條を次のように改める。

第二十五條及び第二十六條 削除

(図書館法の一部改正)

第十一條 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條を次のように改め、同条の前の見出しを第十二條の見出しとする。

第十一條 削除

第二十四條を次のように改める。

第二十四條 削除

(予約出版法の廃止)

第十二條 予約出版法(明治四十三年法律第五十五号)は、廃止する。

第四章 厚生省関係

(トラホーム予防法の一部改正)

第十三條 「トラホーム予防法(大正八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「二十四時間以内」を「命令ノ定ムル所ニ依リ診斷シタル日ノ属スル月ノ翌月十日迄」に改める。

(寄生虫病予防法の一部改正)

第十四條 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十

九号)の一部を次のように改正する。

第一條ノ二中「二十四時間以内」を「命令ノ定ムル所ニ依リ診斷シタル日ノ属スル月ノ翌月十日迄」に改める。

(優生保護法の一部改正)

第十五條 優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第三項を削り、第四項を第三項とする。

(へい獣処理場等に関する法律の一部改正)

第十六條 へい獣処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第十條第二号中「前条第五項」を「第九條第五項」に改め、同条第三号中「前条第一項」を「第九條第一項」に改める。

(狂犬病予防法の一部改正)

第十七條 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「市町村長」を「保健所長」に改め、同条第二項中「市町村長」を「保健所長」に改め、「届出があつたときは」の下に「政令の定めるところにより」を加える。

(保健婦助産婦看護婦法の一部改正)

第十八條 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項及び第三項中「保健婦助産婦看護婦試験審議会」を「保健婦助産婦看護婦審議会」に改める。

第二十條中「助産婦試験」を「助産婦国家試験」に改める。

第三十三條及び第三十四條を次のように改める。

第三十三條 業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四條 保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條 業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四條 保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條 業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四條 保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條 業務に従事する保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条 削除

第五十三条第二項ただし書を削る。

(歯科衛生士法の一部改正)

第十九条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「歯科衛生士」を「業務に従事する歯科衛生士」に改め、「業務に従事する者」については、更にその場所」を削り、「その住所」を、「その就業地」に改める。

(歯科技工法の一部改正)

第二十条 歯科技工法(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「歯科技工士」を「業務に従事する歯科技工士」に改め、「業務に従事する者」については、さらにその場所」を削り、「その住所」を、「その就業地」に改める。

(行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正)

第二十一条 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「記録シ其ノ屍体ヲ仮土葬スベシ」を「記録シタル後其ノ死体ノ埋葬又ハ火葬ヲ為スベシ」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「仮土葬」を「埋葬」に改める。

(公益質屋法の一部改正)

第二十二條 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 貸付金額及貸付利率ハ命令ヲ以テ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五条第四項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

第五章 農林省関係

第二十三條 漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第四項本文中「埋立」を「埋立て」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、左の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

一 漁港修築計画によつてする埋立て

二 前号に掲げるもののほか、第一種漁港又は第二種漁港の区域内の埋立てであつて当該漁港の利用を著しく阻害しないもの

(漁船法の一部改正)

第二十四条 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第二号中「十五メートル未満」の下に「十メートル以上」を加え、同項第三号中「動力漁船」を「動力漁船で長さ十メートル以上のもの」に改める。

第六章 通商産業省関係

第二十五条 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十八条の二第二項を削る。

第七章 運輸省関係

第二十六条 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六條ノ二の次に次の一条を加える。

第三十六條ノ三 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ陸運局長ニ委任スルコトヲ得

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

二 この法律の施行の際現に第十二条の規定による廃止前の予約出版法第四条の規定により納付した保証金に対する権利を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に限り、その還付を請求することができる。

三 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を改正する。

号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三号中「及び予約出版の届出の受理に關する事務」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

五 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十四号中「承認シ又は」を削る。

理由

臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見の趣旨にかんがみ、行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○松平国務大臣 ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

政府は、臨時行政調査会の許認可等の改革に関する意見に基づき、許可、認可等の整理をはかつてまいりましたが、行政の簡素化及び合理化を促進するために、さらに許可、認可等の整理を行なうことを決定し、これによりましてここにこの法律案を提出した次第であります。

法律案の内容について御説明申し上げますと、

第一に、許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものにつきましてはこれを廃止し、第二に、規制の方法または手続の簡素化をはかる必要があるものにつきましては規制を緩和し、第三に、下部機関において迅速かつ能率的に処理を要するものにつきましては処分権限を下部機関に委譲し、第四に、統一的に処理を要するものにつきましては許認可等を統合することにいたしました。

これによりまして、各行政機関を通じまして、

廃止するもの十一、規制の緩和をはかるもの五、権限を委譲するもの三、統合するもの一計二十、この関係法律二十八、を整理いたすことといたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○關谷委員長 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。増田防衛庁長官。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「二十七万六千五百十人」を「二十八万八千四百一十人」に、「二十七万三千二百二十三人」を「二十七万七千四百五十四人」に改め、同条第二項中「十七万七千五百人」を「十七万三千人」に、「三万四千九百六十三人」を「三万六千五百九十一人」に、「三万九千五百五十三人」を「四万七千三百三人」に、「二十四万六千九百九十四人」を「二十五万三千七百七十二人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條の二(見出しを含む)中「教育航空集

団司令を「教育航空集団司令官」に改める。  
第六十六条第二項中「二万四千人」を「三万人」に改める。

別表第三中「中部航空方面隊司令部」埼玉県入間郡武蔵町を「中部航空方面隊司令部」入間市に、「第七航空団司令部」埼玉県東茨城郡小川町に改める。

武蔵町を「第七航空団司令部」茨城県東茨城郡小川町に改める。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員の設定を改めるとともに、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○増田国務大臣 今回提出いたしました、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の、提案の理由と内容の概要について、御説明申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部改正について、御説明いたします。  
これは、防衛庁本庁の職員を、自衛官四千二百七十八人と自衛官以外の職員五十三人と、合計四千三百三十一人を増加するための改正であります。自衛官の増員の内訳は、陸上自衛隊については、

千五百人で、ヘリコプター部隊、気象関係部隊等の整備充実を充てるためであり、海上自衛隊については、千六百二十八人で、艦艇の増加に伴い必要となる人員並びに航空関係の部隊及び後方支援部隊等の充実のため必要な人員であり、航空自衛隊については、千五百人で、航空団の改編、ナイキ部隊の新編及び警戒管制、救難等の部隊の充実のため必要な人員であります。

自衛官以外の職員は、海上自衛隊の後方支援部隊等の充実のためであります。

次に、自衛隊法の一部改正について、御説明いたします。  
第一に、教育航空集団の長の階級が海将補から海将に昇格いたしましたので、その称呼を司令官に改称するものであります。

第二に、自衛隊の予備勢力確保のため、予備自衛官を六千人増員して、合計三万人とするものであります。

第三に、第七航空団の司令部を、埼玉県の入間基地から茨城県の百里基地へ移転するものであります。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を、御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○關谷委員長 恩給法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。塚原総務長官。

恩給法等の一部を改正する法律案  
恩給法等の一部を改正する法律  
(恩給法の一部改正)  
第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「十五万円」を「二十万円」に、「七十五万円」を「九十万円」に、「百五十万円」を「百三十万円」に、「九十万円」を「百十万円」に、「百三十五万円」を「百六十五万円」に、「百八十万円」を「二百二十万円」に改める。  
第六十五条第六項中「二万四千元」を「三万六千元」に改める。

別表第二号表中「三〇一、〇〇〇円」を「三八七、〇〇〇円」に、「二四四、〇〇〇円」を「三一三、〇〇〇円」に、「一九六、〇〇〇円」を「二五二、〇〇〇円」に、「一四七、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「一一四、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に、「八七、〇〇〇円」を「一一二、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「三二〇、〇〇〇円」を「三八四、〇〇〇円」に、「二六五、〇〇〇円」を「三一八、〇〇〇円」に、「二二七、〇〇〇円」を「二七二、〇〇〇円」に、「一八七、〇〇〇円」を「二二四、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「一八〇、〇〇〇円」に改める。

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律百五十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第十三条第一項中「仮定俸給年額」の下に「(六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げ

る金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額)を加える。  
附則第二十二條第一項中「又は傷病の程度」の下に「及び年齢の区分」を加える。  
附則第二十四條の八の次に次の一条を加える。

(昭和二十年八月十五日以後退職した旧軍人の恩給についての特例)  
第二十四條の九 昭和二十年八月十五日以後に退職した准士官以上の旧軍人で、旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年数が十二年以上十三年未満のもの(下士官以下の旧軍人又は旧準軍人としての在職年の年数が十二年以上のものを除く)は、恩給法及びこの法律の附則の規定の適用については、退職時まで下士官以下の最終の階級をもつて在職したものとみなす。

2 前項に規定する者又はその遺族は、昭和四十二年十月一日から普通恩給を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。  
3 附則第二十四條の四第二項及び第三項並びに附則第二十四條の五第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、附則第二十四條の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和四十二年十月一日」と、附則第二十四條の五第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十二年十月から」と読み替えるものとする。

附則第二十六條中「場合を含む。」の下に「、第二十四條の九」を加える。  
附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	假 定 俸 給 年 額
大将	一、〇七五、六〇〇円
中将	八九九、八〇〇円
少将	七〇〇、五〇〇円
大佐	五九三、五〇〇円
中佐	五五九、六〇〇円
少佐	四四〇、三〇〇円
大尉	三五五、七〇〇円
中尉	二七八、〇〇〇円
少尉	二四四、二〇〇円
准士官	二一四、三〇〇円
曹長又は上等兵曹	一七七、五〇〇円
軍曹又は一等兵曹	一六九、一〇〇円
伍長又は二等兵曹	一六二、五〇〇円
兵	一四二、八〇〇円

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。  
 附則別表第四中「六〇、〇〇〇円」を「七七、〇〇〇円」に改める。  
 附則別表第五を次のように改める。  
 附則別表第五

傷病の程度	年	
	七十歳未満の者	七十歳以上の者
第一款症	九〇、〇〇〇円	九七、〇〇〇円
第二款症	六九、〇〇〇円	七四、〇〇〇円
第三款症	五四、〇〇〇円	五八、〇〇〇円
第四款症	四七、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の七・五に相当する金額とする。

附則別表第五の次に次の一表を加える。  
 附則別表第六

假 定 俸 給 年 額	第 一 欄	第 二 欄
一、〇七五、六〇〇円	九七、八〇〇円	一八〇、九〇〇円
八九九、八〇〇円	八一、八〇〇円	一五一、三〇〇円
七〇〇、五〇〇円	六三、七〇〇円	一一七、八〇〇円
五九三、五〇〇円	五三、九〇〇円	九九、八〇〇円
五五九、六〇〇円	五〇、八〇〇円	九四、一〇〇円
四四〇、三〇〇円	四〇、一〇〇円	七四、一〇〇円
三五五、七〇〇円	三二、四〇〇円	五九、九〇〇円
二七八、〇〇〇円	二五、二〇〇円	四六、七〇〇円
二四四、二〇〇円	二二、二〇〇円	四一、一〇〇円
二一四、三〇〇円	一九、五〇〇円	三六、〇〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、二〇〇円	二九、九〇〇円
一六九、一〇〇円	一五、三〇〇円	二八、四〇〇円
一六二、五〇〇円	一四、七〇〇円	二七、三〇〇円
一四二、八〇〇円	一三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)  
 第三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。  
 第四条第一項中「本項」の下に「及び第十条の二」を加える。  
 第十条の次に次の一条を加える。

(旧外地官公署職員)

第十条の二 昭和二十年八月十五日において内地以外の地域(樺太を含む。)にあつた官公署(元陸軍又は海軍の官署を除く。)に勤務していた改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員が、政令で定める期間内に第四条第

一項の政令で定める琉球諸島民政府職員となつた場合(当該琉球諸島民政府職員となる前の公務員としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達している者が当該琉球諸島民政府職員となつた場合を除く。)においては、その琉球諸島民政府職員を改正前の恩給法第十九条第一項に規定する公務員として在職するものとみなす。  
 2 前項の琉球諸島民政府職員については、第四条及び第六条に規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、恩給(年金たる恩給に限る。)を給する。  
 第十四条中、「第十条又は第十一条」を「又は第十条から第十一条まで」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二年」を「四年」に、「六年」を「十二年」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正) 第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第六条の見出し中「妻又は子に給する扶助料」を「妻、子又は老齢者に給する恩給」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、普通恩給又は扶助料を受ける者の年齢が七十歳以上である場合の普通恩給又は扶助料(妻又は子に給する扶助料を除く)の年額について準用する。この場合において、第一項中「昭和四十一年十月分」とあるのは「昭和四十二年十月分」と、「扶助料の年額」とあるのは「普通恩給又は扶助料の年額」と、前項中「昭和四十一年九月三十日」とあるのは「昭和四十二年九月三十日」と読み替へるものとする。

(国民年金法の一部改正) 第六条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項中「十万二千五百円」を「十二万九千五百円」に改める。

附則 第一条 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

(文官等の恩給年額の改定) 第二条 昭和三十五年三月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号。以下「法律第一百五十五号」といふ)附則第十條第

一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ)を除く。以下同じ。若しくは公務員に準ずる者(法律第一百五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」といふ)を除く。以下同じ)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和四十二年十月分(同月一日以後に給する事由の生ずるものについては、その給する事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、次の各号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

一 第二号及び第三号の普通恩給及び扶助料以外の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第八十二号。以下「法律第八十二号」といふ)附則第二条第二号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三 法律第八十二号附則第二条第三号の普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

四 六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給及び扶助料については、前三号の規定にかかわらず、第一号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第一の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額、前号の普通恩給又は扶助料にあつては、附則別表第三の仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第六の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を、それぞれ退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

2 前項の普通恩給又は扶助料を受ける者が六十五歳又は七十歳に達したとき(六十五歳未満の扶助料を受ける妻又は子が六十五歳に達したときを除く)は、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、同項第四号に掲げる年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しないものについては、この改定を行なわない。

3 前二項の規定は、昭和三十五年四月一日以後に退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。次条において同じ)をした公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族で、法律第八十二号附則第十條第一項の規定により普通恩給又は扶助料の年額を改定されたものに給する普通恩給又は扶助料の年額の改定について準用する。

第三条 昭和三十五年四月一日以後に退職した公務員若しくは公務員に準ずる者又はこれらの者の遺族として昭和四十二年九月三十日において現に普通恩給又は扶助料を受けている者(前条第三項に規定する者を除く)については、同年十月分以降、その年額を、昭和三十五年三月三十一日において施行されていた給する法令(以下「旧給与法令」といふ)がこれらの者の退職の日まで施行されていたとしたならば、これらの者の旧給与法令の規定により受けるべき

であつた恩給の年額の計算の基礎となるべき俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一の仮定俸給年額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改正する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する附則別表第四の第一欄に掲げる金額(七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額)を加えた額を退職当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第四号」とあるのは、「第一項ただし書」と読み替へるものとする。

第二条 第二条の規定による改定年額の計算について恩給法別表第四号表又は別表第五号表の規定を適用する場合には、これらの表中、附則別表第七(イ)又は(ロ)の第一欄に掲げる額は、六十五歳未満の者(扶助料を受ける妻及び子を除く)に係る扶助料にあつては同表(イ)又は(ロ)の第二欄に掲げる額とし、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る扶助料にあつては、同表(イ)又は(ロ)の第三欄に掲げる額とし、七十歳以上の者に係る扶助料にあつては、同表(イ)又は(ロ)の第四欄に掲げる額とする。

2 扶助料に関する前二条の規定の適用については、扶助料を受ける者が二人あり、かつ、その二人が扶助料を受けているときは、そのうちの年長者が六十五歳又は七十歳に達した日に、他の一人も六十五歳又は七十歳に達したものとみなす。

(公務員病恩給に関する経過措置) 第五条 昭和四十二年九月三十日において現に増加恩給(第七項の増加恩給を除く。以下この

増



条において同じ。を受けている者については、同年十月分以降、その年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の恩給法別表第二号表の年額に改定する。ただし、改正後の同法別表第二号表の年額が従前の年額（恩給法第六十五条第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行わない。

2 昭和四十二年九月三十日において現に改正前の恩給法第六十五条第六項に規定する金額の加給をされた増加恩給を受けている者については、前項の規定によるほか、同年十月分以降、その加給の年額を改正後の恩給法同条同項の規定による年額に改定する。

3 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第六条 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第七条 昭和四十二年九月三十日において現に第七項の増加恩給を受けている者については、同年十月分以降、その年額（法律第五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五条第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第四の年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者については、この改定を行わない。

2 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた第七項の増加恩給の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第八条 昭和四十二年九月三十日において現に傷病年金を受けている者については、同年十月分以降、その年額（妻に係る加給の年額（法律第五十五号附則第三條の規定により同法による改正前の恩給法第六十五条ノ二第三項の規定の例

によることとされた加給の年額で妻に係るもの及び法律第五十五号附則第二十二條の三又は恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十一号）附則第二條の規定による加給の年額をいう。以下この項において同じ。）を除く。）を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。ただし、改正後の同法附則別表第五の年額が従前の年額（妻に係る加給の年額を除く。）に達しない者については、この改定を行わない。

2 前項の傷病年金を受ける者が七十歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第五の年額に改定する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和四十二年九月三十日以前に給与事由の生じた傷病年金の同年同月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

（旧軍人等の恩給年額の改定）  
第九条 昭和四十二年九月三十日において現に旧軍人若しくは旧軍人又はこれらの者の遺族として普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和四十二年十月分以降、その年額を、改正後の法律第五十五号附則別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、六十五歳以上の者並びに六十五歳未満の扶助料を受ける妻及び子に係る普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額に、その年額にそれぞれ対応する改正後の同法附則別表第六の第一欄に掲げる金額（七十歳以上の者に係る普通恩給又は扶助料にあつては、同表の第二欄に掲げる金額）を加えた額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

2 附則第二條第二項の規定は、前項の恩給年額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「同項第四号」とあるのは、「第一項ただし書」と読み替へるものとする。

附則別表第一

3 附則第四條第二項の規定は、第一項及び前項において準用する附則第二條第二項の規定による扶助料の年額の改定について準用する。  
（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第十条 改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（以下「特別措置法」という。）第十条の二及び第十四條の規定は、この法律の施行前に特別措置法第四條第一項の政令で定める琉球諸島民政府職員を退職し、又は死亡した者についても適用する。  
2 前項の規定により普通恩給又は扶助料を受けることとなる場合における当該普通恩給又は扶助料の給付は、昭和四十二年十月から始めるものとする。  
（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）  
第十一條 改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（以下「改正後の法律第七十七号」という。）に基づき給されることとなる扶助料又は遺族年金の給付は、昭和四十二年十月から始めるものとする。  
2 恩給法第七十五條第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第七十七号第三條の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和四十二年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。  
第十二條 昭和四十二年四月一日前に死亡した者の父母又は祖父母として前条に規定する扶助料を受ける者（当該扶助料を受ける資格を有する者を含む。）又は同条に規定する遺族年金を受け

恩給年額の計算の基礎となつて	俸給年額	仮定俸給年額
一〇三、二〇〇円	一一三、五〇〇円	
一〇六、〇〇〇円	一一六、六〇〇円	

一〇八、五〇〇円	一一九、四〇〇円
一一一、〇〇〇円	一二三、二〇〇円
一一四、一〇〇円	一二五、五〇〇円
一一八、一〇〇円	一二九、九〇〇円
一二三、八〇〇円	一三六、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円
一三五、七〇〇円	一四九、三〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円
一六一、四〇〇円	一七七、五〇〇円
一六五、八〇〇円	一八二、四〇〇円
一七二、一〇〇円	一八九、三〇〇円
一七七、四〇〇円	一九五、一〇〇円
一八二、五〇〇円	二〇〇、八〇〇円
一八八、六〇〇円	二〇七、五〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円
二〇一、五〇〇円	二二一、七〇〇円
二〇八、三〇〇円	二二九、一〇〇円
二一六、八〇〇円	二三八、五〇〇円
二二二、〇〇〇円	二四四、二〇〇円
二二九、〇〇〇円	二五一、九〇〇円
二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円
二四九、二〇〇円	二七四、一〇〇円
二五二、七〇〇円	二七八、〇〇〇円

二六二、九〇〇円	二八九、二〇〇円
二七六、六〇〇円	三〇四、三〇〇円
二九一、七〇〇円	三二〇、九〇〇円
二九九、四〇〇円	三二九、三〇〇円
三〇六、七〇〇円	三三七、四〇〇円
三一七、三〇〇円	三四九、〇〇〇円
三二三、四〇〇円	三五五、七〇〇円
三四一、四〇〇円	三七五、五〇〇円
三五〇、三〇〇円	三八五、三〇〇円
三五九、五〇〇円	三九五、五〇〇円
三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円
三九五、六〇〇円	四三五、二〇〇円
四〇〇、三〇〇円	四四〇、三〇〇円
四一五、二〇〇円	四五六、七〇〇円
四三六、四〇〇円	四八〇、〇〇〇円
四五七、四〇〇円	五〇三、一〇〇円
四七〇、四〇〇円	五一七、四〇〇円
四八三、一〇〇円	五三一、四〇〇円
五〇八、七〇〇円	五五九、六〇〇円
五三四、四〇〇円	五八七、八〇〇円
五三九、五〇〇円	五九三、五〇〇円
五五九、九〇〇円	六一五、九〇〇円
五八五、六〇〇円	六四四、二〇〇円
六一一、三〇〇円	六七二、四〇〇円
六三六、八〇〇円	七〇〇、五〇〇円
六五二、九〇〇円	七一八、二〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。ただし、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一〇三、二〇〇円未満の場合又は一、〇八六、二〇〇円をこえる場合においては、その年額に百分の百十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）を仮定俸給年額とする。

六七〇、一〇〇円	七三七、一〇〇円
七〇三、二〇〇円	七七三、五〇〇円
七三六、六〇〇円	八一〇、三〇〇円
七五三、四〇〇円	八二八、七〇〇円
七六九、七〇〇円	八四六、七〇〇円
八〇二、八〇〇円	八八三、一〇〇円
八一八、〇〇〇円	八九九、八〇〇円
八三六、〇〇〇円	九一九、六〇〇円
八六九、二〇〇円	九五六、一〇〇円
九〇五、三〇〇円	九九五、八〇〇円
九三三、九〇〇円	一、〇一六、三〇〇円
九四一、五〇〇円	一、〇三五、七〇〇円
九六〇、〇〇〇円	一、〇五六、〇〇〇円
九七七、八〇〇円	一、〇七五、六〇〇円
一、〇一三、九〇〇円	一、一一五、三〇〇円
一、〇五〇、〇〇〇円	一、一五五、〇〇〇円
一、〇六七、八〇〇円	一、一七四、六〇〇円
一、〇八六、二〇〇円	一、一九四、八〇〇円

附則別表第二

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
三〇五、六〇〇円	三三六、二〇〇円
三六五、四〇〇円	四〇一、九〇〇円

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給

(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。

四二五、二〇〇円	四六七、七〇〇円
四九二、一〇〇円	五四一、三〇〇円
五五九、一〇〇円	六一五、〇〇〇円
六二六、四〇〇円	六八九、〇〇〇円
六九三、四〇〇円	七六一、七〇〇円
七六〇、三〇〇円	八三六、三〇〇円
九〇七、〇〇〇円	九九七、七〇〇円
九四六、四〇〇円	一、〇四一、〇〇〇円
九八二、九〇〇円	一、〇八一、二〇〇円
一、〇三六、六〇〇円	一、一四〇、三〇〇円
一、一〇三、〇〇〇円	一、二二三、三〇〇円
一、一九五、〇〇〇円	一、三三四、五〇〇円
一、二五六、三〇〇円	一、三八一、九〇〇円
一、三四八、二〇〇円	一、四八三、〇〇〇円
一、六八五、二〇〇円	一、八五三、七〇〇円

附則別表第三

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

二二二、一〇〇円	二四四、三〇〇円
二三五、八〇〇円	二五九、四〇〇円
二四九、五〇〇円	二七四、五〇〇円
二七六、五〇〇円	三〇四、二〇〇円
二九一、二〇〇円	三二〇、三〇〇円
三二四、四〇〇円	三五六、八〇〇円
三五六、四〇〇円	三九二、〇〇〇円
三九五、五〇〇円	四三五、一〇〇円

四〇八、六〇〇円	四四九、五〇〇円
四五八、九〇〇円	五〇四、八〇〇円
四九一、五〇〇円	五四〇、七〇〇円
五五八、八〇〇円	六一四、七〇〇円
六〇七、八〇〇円	六六八、六〇〇円
六一九、六〇〇円	六八一、六〇〇円
六七〇、七〇〇円	七三七、八〇〇円
七四八、二〇〇円	八二三、〇〇〇円
八〇三、二〇〇円	八八三、五〇〇円
八七〇、〇〇〇円	九五七、〇〇〇円
九四三、〇〇〇円	一、〇三七、三〇〇円
一、〇一六、〇〇〇円	一、一一七、六〇〇円
一、〇八九、四〇〇円	一、一九八、三〇〇円
一、一〇三、〇〇〇円	一、二二三、三〇〇円
一、一九五、〇〇〇円	一、三二四、五〇〇円
一、二五六、三〇〇円	一、三八一、九〇〇円
一、三四八、二〇〇円	一、四八三、〇〇〇円
一、六八五、二〇〇円	一、八五三、七〇〇円

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。

附別表第四

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
一一三、五〇〇円	一〇、三〇〇円	一九、一〇〇円
一一六、六〇〇円	一〇、六〇〇円	一九、六〇〇円
一一九、四〇〇円	一〇、八〇〇円	二〇、〇〇〇円
一二三、二〇〇円	一一、二〇〇円	二〇、七〇〇円
一二五、五〇〇円	一一、四〇〇円	二一、一〇〇円

一二九、九〇〇円	一一、八〇〇円	一一、九〇〇円
一三六、二〇〇円	一二、四〇〇円	一二、九〇〇円
一四二、八〇〇円	一三、〇〇〇円	二四、〇〇〇円
一四九、三〇〇円	一三、五〇〇円	二五、一〇〇円
一五六、〇〇〇円	一四、二〇〇円	二六、二〇〇円
一六二、五〇〇円	一四、七〇〇円	二七、三〇〇円
一六九、一〇〇円	一五、三〇〇円	二八、四〇〇円
一七三、四〇〇円	一五、七〇〇円	二九、一〇〇円
一七七、五〇〇円	一六、二〇〇円	二九、九〇〇円
一八二、四〇〇円	一六、六〇〇円	三〇、七〇〇円
一八九、三〇〇円	一七、二〇〇円	三一、八〇〇円
一九五、一〇〇円	一七、八〇〇円	三三、九〇〇円
二〇〇、八〇〇円	一八、二〇〇円	三三、七〇〇円
二〇七、五〇〇円	一八、八〇〇円	三四、九〇〇円
二一四、三〇〇円	一九、五〇〇円	三六、〇〇〇円
二二一、七〇〇円	二〇、一〇〇円	三七、二〇〇円
二二九、一〇〇円	二〇、九〇〇円	三八、六〇〇円
二三八、五〇〇円	二一、七〇〇円	四〇、一〇〇円
二四四、二〇〇円	二二、二〇〇円	四一、一〇〇円
二五一、九〇〇円	二二、九〇〇円	四二、四〇〇円
二五九、三〇〇円	二三、五〇〇円	四三、六〇〇円
二七四、一〇〇円	二四、九〇〇円	四六、一〇〇円
二七八、〇〇〇円	二五、二〇〇円	四六、七〇〇円
二八九、二〇〇円	二六、三〇〇円	四八、六〇〇円
三〇四、三〇〇円	二七、六〇〇円	五一、一〇〇円
三二〇、九〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円

八一九、三〇〇円	七三、六〇〇円	一三六、二〇〇円
七七三、五〇〇円	七〇、三〇〇円	一三〇、一〇〇円
七三七、一〇〇円	六七、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円
七一八、二〇〇円	六五、三〇〇円	一二〇、八〇〇円
七〇〇、五〇〇円	六三、七〇〇円	一一七、八〇〇円
六七二、四〇〇円	六一、二〇〇円	一一三、一〇〇円
六四四、二〇〇円	五八、五〇〇円	一〇八、三〇〇円
六一五、九〇〇円	五六、〇〇〇円	一〇三、六〇〇円
五九三、五〇〇円	五三、九〇〇円	九九、八〇〇円
五八七、八〇〇円	五三、五〇〇円	九八、九〇〇円
五五九、六〇〇円	五〇、八〇〇円	九四、一〇〇円
五三一、四〇〇円	四八、三〇〇円	八九、四〇〇円
五一七、四〇〇円	四七、一〇〇円	八七、一〇〇円
五〇三、一〇〇円	四五、八〇〇円	八四、七〇〇円
四八〇、〇〇〇円	四三、七〇〇円	八〇、八〇〇円
四五六、七〇〇円	四一、五〇〇円	七六、八〇〇円
四四〇、三〇〇円	四〇、一〇〇円	七四、一〇〇円
四三五、二〇〇円	三九、五〇〇円	七三、一〇〇円
四一五、三〇〇円	三七、七〇〇円	六九、八〇〇円
三九五、五〇〇円	三五、九〇〇円	六六、五〇〇円
三八五、三〇〇円	三五、一〇〇円	六四、八〇〇円
三七五、五〇〇円	三四、二〇〇円	六三、二〇〇円
三五五、七〇〇円	三三、四〇〇円	五九、九〇〇円
三四九、〇〇〇円	三一、八〇〇円	五八、七〇〇円
三三七、四〇〇円	三〇、六〇〇円	五六、七〇〇円
三三九、三〇〇円	三〇、〇〇〇円	五五、四〇〇円

附別表第五

假定俸給年額	第一欄	第二欄
八二八、七〇〇円	七五、四〇〇円	一三九、四〇〇円
八四六、七〇〇円	七六、九〇〇円	一四二、四〇〇円
八八三、一〇〇円	八〇、三〇〇円	一四八、五〇〇円
八九九、八〇〇円	八一、八〇〇円	一五一、三〇〇円
九一九、六〇〇円	八三、六〇〇円	一五四、七〇〇円
九五六、一〇〇円	八六、九〇〇円	一六〇、八〇〇円
九九五、八〇〇円	九〇、六〇〇円	一六七、五〇〇円
一〇一六、三〇〇円	九二、四〇〇円	一七〇、九〇〇円
一〇三五、七〇〇円	九四、一〇〇円	一七四、一〇〇円
一〇五六、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	一七七、六〇〇円
一〇七五、六〇〇円	九七、八〇〇円	一八〇、九〇〇円
一一一五、三〇〇円	一〇一、四〇〇円	一八七、六〇〇円
一一五五、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一九四、三〇〇円
一二七四、六〇〇円	一〇六、八〇〇円	一九七、五〇〇円
一一九四、八〇〇円	一〇八、六〇〇円	二〇一、〇〇〇円

假定俸給年額が一三、五〇〇円未満の場合又は一、一九四、八〇〇円をこえる場合においては、当該年額に対応する第一欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつては、俸給年額に百分の百二十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と假定俸給年額との差額に相当する額とし、当該年額に対応する第二欄の金額は、恩給年額の計算の基礎となつては、俸給年額に百分の百二十八・五を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。）と假定俸給年額との差額に相当する額とする。

五四一、三〇〇円	四九、二〇〇円	九一、〇〇〇円
六一五、〇〇〇円	五五、九〇〇円	一〇三、四〇〇円
六八九、〇〇〇円	六二、七〇〇円	一一五、九〇〇円
七六一、七〇〇円	六九、四〇〇円	一二八、三〇〇円
八三六、三〇〇円	七六、一〇〇円	一四〇、七〇〇円
九九七、七〇〇円	九〇、七〇〇円	一六七、八〇〇円
一、〇四一、〇〇〇円	九四、七〇〇円	一七五、一〇〇円
一、〇八一、二〇〇円	九八、三〇〇円	一八一、八〇〇円
一、一四〇、三〇〇円	一〇三、六〇〇円	一九一、七〇〇円
一、二二三、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	二〇四、一〇〇円
一、三二四、五〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
一、三八一、九〇〇円	一二五、七〇〇円	二三二、四〇〇円
一、四八三、〇〇〇円	一三四、八〇〇円	二四九、四〇〇円
一、八五三、七〇〇円	一六八、五〇〇円	三一一、八〇〇円

附則別表第六

仮定俸給年額	第一欄	第二欄
二四四、三〇〇円	一一二、二〇〇円	四一、一〇〇円
二五九、四〇〇円	一二三、六〇〇円	四三、六〇〇円
二七四、五〇〇円	二四、九〇〇円	四六、一〇〇円
三〇四、二〇〇円	二七、六〇〇円	五一、一〇〇円
三三〇、三〇〇円	二九、一〇〇円	五三、九〇〇円
三五六、八〇〇円	三三、五〇〇円	六〇、一〇〇円
三九二、〇〇〇円	三五、七〇〇円	六六、〇〇〇円
四三五、一〇〇円	三九、五〇〇円	七三、一〇〇円
四四九、五〇〇円	四〇、八〇〇円	七五、六〇〇円
五〇四、八〇〇円	四五、九〇〇円	八四、九〇〇円

五四〇、七〇〇円	四九、一〇〇円	九〇、九〇〇円
六一四、七〇〇円	五五、九〇〇円	一〇三、四〇〇円
六六八、六〇〇円	六〇、八〇〇円	一一二、四〇〇円
六八一、六〇〇円	六一、九〇〇円	一一四、六〇〇円
七三七、八〇〇円	六七、〇〇〇円	一二四、〇〇〇円
八二三、〇〇〇円	七四、八〇〇円	一三八、四〇〇円
八八三、五〇〇円	八〇、三〇〇円	一四八、六〇〇円
九五七、〇〇〇円	八七、〇〇〇円	一六一、〇〇〇円
一、〇三七、三〇〇円	九四、三〇〇円	一七四、五〇〇円
一、一一七、六〇〇円	一〇一、六〇〇円	一八八、〇〇〇円
一、一九八、三〇〇円	一〇九、〇〇〇円	二〇一、六〇〇円
一、二二三、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	二〇四、一〇〇円
一、三一四、五〇〇円	一一九、五〇〇円	二二一、一〇〇円
一、三八一、九〇〇円	一二五、七〇〇円	二三二、四〇〇円
一、四八三、〇〇〇円	一三四、八〇〇円	二四九、四〇〇円
一、八五三、七〇〇円	一六八、五〇〇円	三一一、八〇〇円

附則別表第七

(イ) 恩給法第七十五条第一項第二号に規定する扶助料の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
六三六、八〇〇円	七〇〇、五〇〇円	七六四、二〇〇円	八一八、三〇〇円
五八五、六〇〇円	六四四、二〇〇円	七〇二、七〇〇円	七五二、五〇〇円
五五九、九〇〇円	六一五、九〇〇円	六七一、九〇〇円	七一九、五〇〇円
五三九、五〇〇円	五九三、五〇〇円	六四七、四〇〇円	六九三、三〇〇円
三七七、五〇〇円	四一五、三〇〇円	四五三、〇〇〇円	四八五、一〇〇円
三五九、五〇〇円	三九五、五〇〇円	四三一、四〇〇円	四六二、〇〇〇円
三二三、四〇〇円	三五五、七〇〇円	三八八、一〇〇円	四一五、六〇〇円

(ウ) 恩給法第七十五条第一項第三号に規定する扶助料の場合

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
二六二、九〇〇円	二八九、二〇〇円	三二五、五〇〇円	三三七、八〇〇円
二五二、七〇〇円	二七八、〇〇〇円	三〇三、二〇〇円	三二四、七〇〇円
二三五、七〇〇円	二五九、三〇〇円	二八二、八〇〇円	三〇二、九〇〇円
二二九、〇〇〇円	二五一、九〇〇円	二七四、八〇〇円	二九四、三〇〇円
二二二、〇〇〇円	二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円	二二三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円
一七二、一〇〇円	一八九、三〇〇円	二〇六、五〇〇円	二二一、一〇〇円
一六五、八〇〇円	一八二、四〇〇円	一九九、〇〇〇円	二二三、一〇〇円
一六一、四〇〇円	一七七、五〇〇円	一九三、七〇〇円	二〇七、四〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円	一八九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円
九三、四五七円	一〇二、八一六円	一一二、一七八円	一一〇、〇九六円

二二二、〇〇〇円	二四四、二〇〇円	二六六、四〇〇円	二八五、三〇〇円
二〇八、三〇〇円	二三九、一〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六七、七〇〇円
一九四、八〇〇円	二一四、三〇〇円	二三三、八〇〇円	二五〇、三〇〇円
一八八、六〇〇円	二〇七、五〇〇円	二二六、三〇〇円	二四二、四〇〇円
一七七、四〇〇円	一九五、一〇〇円	二二二、九〇〇円	二三八、〇〇〇円
一五七、六〇〇円	一七三、四〇〇円	一九九、一〇〇円	二〇二、五〇〇円
一五三、七〇〇円	一六九、一〇〇円	一八四、四〇〇円	一九七、五〇〇円
一四七、七〇〇円	一六二、五〇〇円	一七七、二〇〇円	一八九、八〇〇円
一四一、八〇〇円	一五六、〇〇〇円	一七〇、二〇〇円	一八二、二〇〇円
一二九、八〇〇円	一四二、八〇〇円	一五五、八〇〇円	一六六、八〇〇円
五六、〇三二円	六一、六四二円	六七、二五五円	七二、〇〇二円

理由

戦傷病者、戦没軍人の遺族、退職公務員等の恩給年額について所要の是正を行なうとともに、高齢者に給する加算恩給の年額について特例を設け、旧軍人等の遺族についての特例扶助料の給与条件を緩和することとし、あわせて旧外地官公署職員であつた者が琉球諸島民政府職員となつた場合の当該職員期間を通算する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○塚原国務大臣 たいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給年額の増額であります。

現在、文官及び旧軍人並びにこれらの者の遺族の年金恩給は、昭和四十年法律第八十二号によつて同年十月に改定され現在に及んでいるのでありますが、この恩給年額につきましては、昨年十一月恩給審議会から当面恩給の増額は、緊急に措置

するのが適當であるとの中間答申がなされました。政府といたしましては、この答申の御趣旨を尊重するとともに、六十五歳以上の高齢者、妻子である遺族、傷病者の置かれております立場を考慮いたしまして、次のような改善の措置を講じようとするものであります。

まず、普通恩給及び扶助料の年額を、その受給者の年齢に応じ、七十歳以上の者については二八・五％、六十五歳以上七十歳未満の者並びに六十五歳未満の妻及び子については二〇％、六十五歳未満の者については、妻及び子を除き一〇％の増額を行なうこととし、また、公務傷病者にかかわる恩給につきましては、増加恩給及び七十歳以上の者が受ける傷病年金については二八・五％、七十歳未満の者が受ける傷病年金については二〇％の増額を行なうこととし、昭和四十二年十月から実施したそうとするものであります。

その第二点は、高齢者に給する加算恩給の改善であります。現行法におきましては、戦地事変地等に勤務し

た公務員には加算年を認め、これを算入して普通恩給最短期に達する場合にはこれに普通恩給または扶助料を給することとしておりますが、その年額につきましては、妻及び子に給するものを除き、普通恩給最短期に達しているものの算出率百五十分の五から、普通恩給最短期と実在職年との差の一年につき一定の率を減じて計算することとしたのであります。今回の措置は、七十歳以上の高齢者に給する普通恩給または扶助料につきましては、妻及び子に給するものと同様に普通恩給最短期の場合の恩給年額に相当するものを支給しようとするものであります。その第三点は、増加恩給の特別加給の額の増額であります。

不具廢疾者に給する増加恩給のうち、第二項症以上の重症者に給するものにつきましては、増加恩給の年額に年額二万四千円を加給を行なっておりますが、この年額を三万六千円に増額いたそうとするものであります。

第四点は、旧外地関係官公署職員であつた者が、琉球諸島民政府職員として在職した場合の当該職員期間の通算に関する措置であります。終戦時において、台湾、朝鮮、樺太等の旧外地関係の官公署に勤務していた恩給公務員で戦後琉球諸島に引き揚げ、恩給公務員に相当する琉球諸島民政府職員となつた場合には、当該琉球諸島民政府職員となる前の恩給公務員としての在職年が普通恩給最短期に達している者の場合を除き、琉球諸島民政府職員としての在職期間を恩給公務員期間に通算いたそうとするものであります。

第五点は、旧軍人等の遺族に対する特例扶助料等の支給条件の緩和であります。旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律によりますと、旧軍人、旧準軍人が内地等で職務に關連して負傷し、または疾病にかかり、在職期間内に死亡し、あるいは在職期間経過後、厚生大臣の指定する結核等にあつては六年以内、その他の傷病にあつては二年以内に死亡した場合に、その遺族に対しまして特例扶助料または特例

遺族年金が給されることとされております。今回の措置は、この支給要件である六年を十二年に、二年を四年に延長することにより、特例扶助料または特例遺族年金の支給範囲を広げようとするものであります。

第六点は、在職年十二年以上十三年未満の准士官以上の旧軍人に対して普通恩給を支給しようとするのであります。

終戦により准士官等として退職した旧軍人で、その在職年が下士官としては十二年未満、准士官としては十三年未満であつた者について、准士官等となる直前の階級による旧軍人としての普通恩給または扶助料を支給しようとするものであります。

右の措置のほか、一の増額措置に伴ひまして普通恩給についての多額所得者に対する恩給停止基準を改めまことに、その他所要の改正をいたすこととしております。

なお、以上述べました措置は、昭和四十二年十月一日から実施することとしております。以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○開谷委員長 内閣法の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。木村内閣官房副長官。

内閣法の一部を改正する法律案 内閣法の一部を改正する法律 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

- 第十三条の次に次の一条を加える。第十三条の二 内閣官房に、内閣補佐官三人以内を置くことができる。 2 内閣補佐官の職務は、次のとおりとする。 一 内閣の重要政策に關し、内閣総理大臣に進

言すること。

二 内閣総理大臣の命を受けて、閣議に係る重要事項に關する総合調整その他行政各部の施策に關するその統一保持上必要な総合調整に關し、内閣総理大臣に意見を具申すること。第十四条の二第三項中「掌る」の下に「ほか、特に命を受けたときは、内閣補佐官の職務を助ける」を加える。

第十六条第一項中「七十九人」を「百一人」に改める。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。(国家公務員法の一部改正)

2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。 第二条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 内閣補佐官 (特別職の職員に關する法律の一部改正) 3 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号の次に次の一号を加える。 四の二 内閣補佐官 第三条第一項中「大使、」を「内閣補佐官、大使、」に改め、「別表第一に、」の下に「内閣補佐官」について別表第二に、「」を加え、「別表第二」を「別表第三」に、「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「別表第三」を「別表第四」に改め、同項を同条第五項とし、同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別表第二」を「別表第三」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により内閣補佐官の受ける俸給月額は、内閣総理大臣が定める。 別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

Table with 3 columns: 官職名, 俸給月額, 内閣補佐官. Rows: 二号俸 二六〇,〇〇〇円, 一号俸 二四〇,〇〇〇円

理由 臨時行政調査会の内閣の機能に關する改革意見の趣旨にかんがみ、内閣機能の強化を図るため、内閣補佐官の制度を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○木村政府委員 たいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案について、提案理由及び概要を御説明申し上げます。 申すまでもなく、内閣総理大臣は、内閣を代表して、行政各部を統轄し、社会、経済あるいは外交等各般にわたる国政運用の最高責任を負う立場にあり、その職責は、きわめて重要であります。このような職責を遂行するにあつて、国政の各分野に通曉した者が内閣総理大臣の側近にあつて、その思考及び判断を助け、直接、内閣の重要政策に關し進言し、または行政施策の総合調整に關し意見を具申することは、内閣総理大臣に負荷された責任を果たす上にきわめて重要となつてまいつたので、今回、先般の臨時行政調査会の内閣の機能に關する改革意見の趣旨を勘案し、現実に即し、実行可能な制度として、内閣補佐官を設置する道を開くこととするのであります。

以上のような観点に立ち、内閣法の一部を改正しようとするものであります。その法律案の概要を申し述べます。 すなわち、内閣官房に内閣補佐官三人以内を置くことができることとし、内閣補佐官は、内閣の重要政策に關し、内閣総理大臣に進言し、また、内閣総理大臣の命を受けて、閣議にかかる重要事項に關する総合調整その他行政各部の施策に關す



るその統一保持上必要な総合調整に関し、内閣総  
理大臣に意見を具申することを職務とすることと  
するのであります。

内閣補佐官は、特別職の国家公務員とし、その  
職責に応じた給与に関する所要の定めをいたして  
おります。

なお、内閣補佐官の事務を助ける等のため、内  
閣審議官等所要の職員を配置するための定数を増  
加しております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要でありま  
す。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あら  
んことをお願いいたします。

○**開谷委員長** 次会は、来たる十五日午前十時か  
ら理事会、十時十分から委員会を開会することと  
し、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十二分散会

昭和四十二年六月十六日印刷

昭和四十二年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局